

## 茨城県内のオリエンテーリング用地図について

### ◆茨城県内の地図管理について

オリエンテーリングで使用できるトレイン（競技エリア）は限られています。そこで、茨城県オリエンテーリング協会では、トレインを有効利用するために、県内のオリエンテーリング用地図を管理しています。

### ◆地図の複製禁止について

オリエンテーリング用地図は、特殊な調査を行って作成したものです。無断で複製することは、禁止されています。

### ◆新たな地図の作成、新規トレインの開発、全面的再調査（リメイク）、地図図式の変更について

県内で新たなトレインを開発して地図を作成する場合には、事前に茨城県オリエンテーリング協会への申請が必要です。また、すでに地図が作成されたトレインを全面的に再調査（リメイク）する場合や、既存の地図を最新の地図図式に変更（JSOM2007 から ISOM2017-2 など）する場合には、茨城県オリエンテーリング協会への報告が必要です。ただし、植生の変化や新規の建造物の追加などの修正については、申請や報告は不要です。

## 茨城県内のオリエンテーリング用地図調査申請書

茨城県オリエンテーリング協会

会長 石井邦一 殿

申請日 年 月 日

申請団体

代表者名

下記要領にて、茨城県内のトレインの新規調査を実施したく、添付書類を添えて申請いたします。

調査予定地：

地図書式： ISOM ISSprOM

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日（予定）

作図目的： 大会開催 団体内での使用 その他（具体的に ）

使用予定日： 年 月 日

調査責任者：

氏名：

電話番号：

E-mail：

備考：

添付書類：

- ・ 調査予定地を赤色で記した市町村発行の地形図または国土地理院発行の地図

注意事項

1. 申請書の受け付け後、茨城県オリエンテーリング協会において可否を判断し、調査承認書を申請者に交付します。可否判断には、2週間を見込んでいます。余裕を持って申請して下さい。
2. 承認前に、調査は行わないでください。
3. 茨城県オリエンテーリング協会の承認は、地図作成に関わるすべてを許可するものではありません。申請者の責任において、地域対策などを行ってください。
4. 大会開催の場合は、開催決定後速やかに（原則として大会予定日1ヶ月までに）申請して下さい。

## 茨城県内のオリエンテーリング用地図調査承認書

殿

承認日 年 月 日

茨城県オリエンテーリング協会  
会長 石井 邦一

年 月 日付けで申請があった茨城県内トレインの地図調査を承認する。

調査予定地：

付帯条件：

備考：

調査終了後、最終的な地図作成範囲、O-Cad データ管理者、販売予定価格（割引等があればその情報）、その他の特別な情報（利用条件など）を茨城県オリエンテーリング協会事務局にお知らせください。